

令和5年3月28日

学生の皆さんへ

4月1日から5月7日までの新型コロナウイルス感染症対応

鳥羽商船高等専門学校

本校は、学生教職員が一丸となった感染症に強い学校づくりを目指しています。自分自身の健康管理は、友達・ご家族の健康維持に繋がります。4月1日から5月7日までの本校の新型コロナウイルス感染症対応の基本方針を以下に示します。

1. 体調管理

毎日、健康チェックシートの入力をお願いします。

2. 発熱等の風邪症状で体調不良の場合

医師の診断を受けてください。診断書を学校に提出する必要はありません。

(1)検査結果が陽性の場合

- ・「新型コロナウイルス感染症の陽性報告フォーム」に入力してください。
- ・療養期間が特別公欠となりますので、療養期間終了後、「特別公欠願」を学生課教務係に提出してください。

(2)検査結果が陰性の場合

- ・体調が回復次第、登校してください。
- ・医師の診断を受けた場合は特別公欠となりますので、登校時、「特別公欠願」を学生課教務係に提出してください。

3. ご家族が新型コロナウイルスに罹患し濃厚接触と判断された場合

- ・「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触報告フォーム」に入力してください。
- ・自宅待機期間が特別公欠となりますので、自宅待機期間終了後、「特別公欠願」を学生課教務係に提出してください。

4. 登下校を含む学校生活における三密（密閉、密集、密接）対策

- ・定期的に換気を行ってください。
- ・適度な距離を確保してください。
- ・マスクの着用は、状況に応じて、個人の判断で行ってください。
- ・近距離で、大きな声で話をするにより、飛沫がかからないようにしてください。
- ・食事の際は、大きな声で騒がず、飛沫を飛ばさないようにしてください。
- ・こまめに手洗いをしてください。

5.補足

地方自治体によるアラートの発令等により、マスク着用を推奨するなど一時的に方針が変わる場合があります。

以上